

(2) 自主防災組織の役割

阪神・淡路大震災では、自主防災組織やボランティアの役割の重要性が強く認識されました。このような自主的に取り組まれる防災活動は、武力攻撃による災害が発生した場合においても、同様に期待されています。

① 避難住民の誘導への協力

避難用のバスが手配された場合、住民が速やかに避難できるようバスまで住民を誘導してください。

特に地域とのつながりを活かしながら、要援護者の避難誘導についてご協力をお願いします。



② 救援への協力

避難所が開設され、救援物資の配布や炊き出しなどが行われる場合、救援活動にご協力ください。



③ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助への協力

火災や負傷者が発生している場合、速やかに消火活動、負傷者の搬送及び応急手当を実施できるようご協力ください。



④ 保健衛生の確保への協力

地域に健康相談所が開設されるような場合、住民の保健衛生環境の充実を図るため、その開設にかかる支援などをお願いします。



平成20年3月

三重県防災危機管理部危機管理総務室

〒514-8570

津市広明町13番地

TEL:059-224-2734

FAX:059-224-2199

E-mail:kikisomu@pref.mie.jp

国民保護に取り組むにあたって

消防団・自主防災組織の皆様へ



オレンジ色地に青三角形のマークは、国民の保護のための措置を行う人や車両などを識別するための国際的な特殊標章です。

国民保護のしくみに関する詳しい情報は、下記のホームページでご覧いただけます。

国民保護ポータルサイト(内閣官房) <http://www.kokuminhogo.go.jp/>

総務省消防庁 <http://www.fdma.go.jp/>

みえの国民保護(三重県) <http://www.pref.mie.jp/KIKISOMU/hp/kokumin.htm>

1 はじめに

平成16年9月、我が国に対する外部からの武力攻撃や大規模なテロなどに際して、国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とした「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（国民保護法）が施行されました。

このような事態が発生した場合、国、都道府県、市町村及び指定公共機関等が連携してその対応にあたることとなりますが、円滑に対処していくには日頃からそれぞれの機関が冷静に行動できるように備えておかねばなりません。

なかでも、地域に密着した活動を展開する消防団員や自主防災組織のリーダーには、それぞれの地域における国民の保護のための措置を進めていくうえで重要な役割が期待されています。

このパンフレットは、これら消防団員や自主防災組織のリーダーなどの皆様に、国民保護の活動についての理解を深めていただくことを目的として作成したものです。

2 国民保護とは

国民保護とは、武力攻撃や大規模テロなどから国民の生命、身体や財産を守るためのしくみです。万が一武力攻撃等が起こった場合には、国、県、市町などが協力して、住民の避難や救援、武力攻撃に伴う被害の最小化などの国民保護措置を行います。

三重県では、迅速かつ的確に国民保護措置を実施するため、「国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定）」に基づき、平成18年3月に「三重県国民保護計画」を作成しています。

国民保護法 3つの柱

避難



- ・ 警報の発令
- ・ 避難の指示
- ・ 避難の誘導

救援



- ・ 避難施設の提供
- ・ 医療の提供
- ・ 食料・飲料水の提供
- ・ 生活物資の提供
- ・ 安否情報の収集・提供

武力攻撃に伴う被害の最小化



- ・ 石油コンビナートやダム等の警備・立入制限
- ・ 放射性物質などによる汚染拡大の防止
- ・ 警戒区域の設定
- ・ 消火・救急・救助活動

3 消防団や自主防災組織の役割

(1) 消防団の役割

消防長や消防署長の所轄のもと、安全が確保された状況で以下のような活動に取り組むことが期待されています。

① 警報等の伝達

警報や避難の指示があった場合、消防機関はその内容を住民へ伝達しなければなりません。地域に根ざした活動を行っている消防団は、自主防災組織のリーダー、自治会長や地域住民に対して情報を伝達してください。

その際、特に高齢者、障がい者、外国人などの要援護者への配慮をお願いします。



② 避難住民の誘導

避難の必要が生じた場合、速やかに避難を始めなければなりません。消防団は、市町職員や消防職員と協力するとともに、地域とのつながりを活かしながら自主防災組織や自治会などと連携して避難住民を誘導してください。

その際、要援護者の避難状況の確認や要避難地域内における残留者の確認についての配慮をお願いします。



③ 災害への対処

消防機関は災害への対処などを行う必要があります。特に消防団は、地域とのつながりを活かしながら次のような活動を行い、消防本部を支援してください。

【活動例】

- 消火活動などの災害の防御
- 消防警戒区域の設定
- 負傷者の応急手当
- 被災情報の収集など

